

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画(火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更)【3】」

2. 日時：令和2年7月20日(月) 14時00分～15時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

浅沼安全審査官、薩川審査チーム員

関西電力株式会社：

原子力事業本部 保修管理グループ マネジャー※ 他9名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・大飯発電所第3、4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請書の審査スケジュール(案)
- ・大飯発電所3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請の概要について
- ・大飯発電所第3号機(4号機) 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請 補足説明資料(抜粋)
- ・火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数例

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	ルーデンは、
0:00:02	関西電力原子力事業本部からウシジマでございますよろしく申し上げます今事務局のほうからですね、審査会合資料の形成があることをいたしますが、先ほどパッカーさんが申されましたように、本日が申請書関係すぐお出ししている施設。
0:00:20	無形の説明書の説明を軸にさせていただきます。審査会合の資料は最後のまとめのほうの辺りでやっていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。今日の資料の説明を崩壊させていただきます。
0:00:38	はい、関西電力の2人でまず資料確認からさせていただきたいんですけども、右肩治療での誤解してあります非常にその方をご覧ください。
0:00:47	まず資料①として審査スケジュール案の方へ出させていただいております。終了いたしまして審査会合資料案、資料3、補足説明資料の抜粋資料4としまして、火災感知機設置個数及び配置図、これにあたって予算資料として守っていただいております。
0:01:08	まず初めに、資料1の政策スケジュール案のほうから説明させていただこうかと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。
0:01:16	はい、お願いします。
0:01:18	はい、それでは資料1のほうから説明させていただきます。
0:01:22	前回ヒアリングのほうで、
0:01:25	内の崩壊などの方法について御提示がありました。それに沿ってスケジュールのほう見直しをさせていただきました。
0:01:33	所管審査会合7月3日に予定されておりました、それ以降に11月3日の審査会合を踏まえて、それで大体論点になって終わりということですよ。今12月末を足し10をめぐりに委員会。
0:01:49	時期ということで手順を見直しております。
0:01:54	で、手形からですので、若干ここに丸をつけさせていただいております、基本的には1000円聖書関係の設計方針等を説明させていただこうかと思っております。
0:02:06	一番下の項目に前回のヒアリングのときに使って閉鎖していただく感じ配置のほう、いつぐらいに提出するのかわかして欲しいということでしたので、
0:02:17	フロア単位、いつごろにそのクラウドだったと思うと、この物量枚数について中間年度に大体10万円以下ぐらいで、先ほど値で出させていただこうということで設計上の方というかさせていただきました。
0:02:36	スケジュールのほうでた以上になります。他方で質問等を決算を受けるものよろしいでしょうか。

0:02:43	はい、規制庁サツカワです。
0:02:48	スケジュールについては、大体ありがとこんなイメージかなと思っておりすが、ちょっと認可時期については多分出していただく排気前倒戸数表とか、
0:03:00	確認を会合以降に、ぜひ進めていく形になるかと思えますんで、多分当初予定された認可規模の時期とそんなに、
0:03:11	ずれないようなイメージかなと思ってます。つまり年明けだろうなという感じはまず思ってますっていうのと、あとこれ、審査の中身というか、スケジュールの話でちょっとずれるんですけど、この資料のキング箇所については、
0:03:26	今日はいきずで、こういうサンプル出しまして書いてあるんですけど、この中身って資料4のほうだとエレベーションとか普通にマスキング対象なってるんで、ここマスキングかけなくていいですかっていうところをちょっと確認したいんですけど。
0:03:46	先ほど連絡され、その性格プールのほうで今作品かかりなってレーション補佐に追記し、
0:03:56	いやあの、記載がありますので、その設計上のほうもマーキング対象になるかと思えますので、御指摘の通りマスキングして、
0:04:04	ITいまいち音声については気をつけたってモリヤんで音声はこのままでいきたいと思ってますんで、資料のほうは修正をお願いします。
0:04:13	はい、承知いたしました。
0:04:17	スケジュールは特にないので、引き続き説明をお願いいたします。
0:04:23	そうであれば、オキタれそれでは神経者の方の説明をさせていただこうと思えますので、浜堤策定いただいた大飯3号機のほうの基本的な方向をご覧いただいてよろしいでしょうか。
0:04:40	今後、
0:04:41	はい。
0:04:45	そして、
0:04:46	一応こちらで一応確認。
0:04:50	軽重サツカワです。
0:04:53	はい。のため確認ですけれども、三島4の書いてある中身は多分こんなGだと思っていて、違うなページ番号くらい。
0:05:02	かと思うんですけどその認識でよいでしょうかというのも、こちら手元においての破産と用に視察していて、
0:05:11	他電力のページ、基本的には中身は同じものになりますので、おっしゃる通り、ページ番号が一部ちょっと差異があるのかなと思ってますか、説明として

	は、今まで大丈夫だと思いますので、ちょっと明確いただければと思います。規制庁サツカワですわではよろしく願いいたします。
0:05:29	また連絡の徹底が基本的には無線のほうから説明をさせていただきます。
0:05:34	今回あわせ基本的生活いただいております。一方で日本携帯用である火災防護設計要件は設計方針を記載していただいております。
0:05:45	先行箇所についてはご存知かと思っておりますけれども、現行のほうに記載をさせていただきます。今回変更後で変更なくて、事故に変更については枠の1ページ目の第2章の個別項目。
0:06:01	スポーツ火災防護の基本設計方針と書いてありますところが発生しております。
0:06:07	さらにどこ変更坂と言いますと、
0:06:10	偏析御社の4ページ目。
0:06:14	ご覧いただくと(1)の火災の発生防止という項目があると思うんですけども。
0:06:19	この一番下のほうも込みフィード内包する設備の記載があるんですけども、この議題につきましては、高浜34号機の第3バッテリーづくりに一部ちょっと読みにくい箇所があるということでちょっと記載を見直させていただきます。
0:06:36	内容については、何が変わってはないんですけども、文章ちょっと見直しをちょっと半ばまでに合わせて今回記載の適正化という形で変更していただいております。
0:06:49	基本的には発生防止の箇所は1ヶ所変わっておりまして、それ以外については今回の申請対象である監事消火の実際の火災感知設備のところへ変更しております。
0:07:04	挙績業者の11ページ目をご覧ください。
0:07:13	第11ページの(2)型の完成及びとかっていう項目がありまして、そのJAポストの
0:07:20	最後に、設備のところに、今回申請しておりません。対応充実しております。
0:07:28	この中身についてなんですけれども、基本的には先ほど以下変更ある控除議のみ説明させていただこうと思っております。
0:07:38	実際に追加させていただいた箇所は32ページ目をご覧ください。
0:07:45	12ページ目の2段落目にけども、火災感知器については、火災区域内の機器の網羅性を考慮し、消防法施行規則或いは火災、
0:07:57	交通設備の感知器及び8/20とか定める省令に定める濃度以上の方法により決定する設計とするということで、今回、基準の関係がありました網羅性を持っていない他することということもありますので、

0:08:14	この学級踏まえて、この記載を追加させていただいております。
0:08:19	はい。
0:08:21	基本的にはオキタよう探知機っていうものはアナログ式の熱シティとアナログ式の煙感知器アナログ式でないもの感知器コミットできることを基本としておりまして、この三つ。
0:08:35	道路設計できない場所っていうのを、この 12 ページの
0:08:40	上の真ん中のなお以降に記載をさせていただいております。
0:08:45	このなお以降につきましては、基本的には審査会合資料のほうで具体的な中身っていうのも説明させていただいておりますので、詳細についてはちょっと割愛をさせていただこうと思うんですけども、対象としましては、括弧入れ原子炉格納容器
0:09:02	しゃべって検定で記載をしております。
0:09:06	括弧Bで改正かトンネルエリアCで、燃料貯蔵タンク及びタンクエリア、
0:09:13	運び入れ方放射線エリア。
0:09:16	カッコ入れ替え制ポンプエリア、
0:09:20	学校F0Fレジ広いなんて電動機エリア赤字で需要済み燃料ピットエリア及び新燃料貯蔵エリアの(1)で、
0:09:31	にあたり海洋設定エリアといったエリア提案みたいになっております。
0:09:38	はい。
0:09:41	その次の議題につきましては除塵機の記載なんですけども、これにつきましては、逆に耐火炉のほうから変更みたいに変更はませんので、説明は割愛させていただこうと思います。
0:09:55	それ以降の消火設備用期限につきましては変更がありませんので、結局変更なというふうになっております。
0:10:02	先ほどの説明については以上とさせていただきます。
0:10:09	続きまして、適用規格基準のほうなんですけれども、
0:10:14	基本設計を平日でいきますと、3 バッチの 4-3 のPの
0:10:23	うんで書いてあるページ。
0:10:26	ご覧いただきたいと思うけども。
0:10:34	ここの二つ目の項目に
0:10:37	大光が改訂のありました火災防護に係る基準のほうの関係の日付で定款事件 2 月 13 日、
0:10:45	形で項目として設定をさせていただきます。今回ここ悩みを持っております。これが対象であります。ほかの方で出席変更なしとなっております。
0:10:59	契約やってれば、以上です。

0:11:11	それでもこの流れで許可との整合性の治療についても説明をさせていただこうかと思えます。
0:11:17	むしろ気の挙動整合性のほうをご覧ください。
0:11:25	はい。
0:11:34	閉合いただけますが表敬引き命令となっております代表のページですね、おりますところをご覧ください。一番左の項目が、設置許可の本文になりまして、その右に緩和項目な適用の添付 8 オキタになります。
0:11:51	その右側につきましては今回指定対象であるべき浴び工事の計画の基本設計方針の記載をさせていただいております。
0:11:59	その整合性と備考について適用させていただいてるような構成になっております。
0:12:05	今回実際何を変更とかって言いますと、基本的には先ほど説明させていただいて基本的な方針で変更あった場所について、4 歳かどうかについてをさせていただいております、ページ番号で言いますと、
0:12:21	添付 1-1-ロ-20 ページ。
0:12:27	をご覧ください。
0:12:30	はい。
0:12:38	はい。
0:12:42	70 ページ目の項目に 3 のほうの(2)の方への関係ある消火っていうものがあるんですけども、ここに記載を追加させていただいております。
0:12:52	基本的に下世話見てる部分につきましては、本文事項との添付 8 設定を適用すると、すべて
0:13:02	看護もらえるようなものについて時火災で立てていただいております、一部の名称の変更とある部分には他店の仮定は必要な取り入れるかなっております。
0:13:16	今回、結局ホームにつきましては、
0:13:20	大貫さんにあるように、立て看事業環境条件や火災の性質を考慮していく形で選定し、これの信号を発する異なる種類を組み合わせで設置する設計とするっていう文言しかありませんので、それはもうこの記載が従前の基本設計方針のほうから取引発生いただいておりますので、
0:13:39	オクダ過程を経ているような項目ではありません。今回の基本設計方針の基本設計方針、
0:13:47	文章で書かしておりますので、この部分につきましては、等がいいのかな資料の 11 ページ以降、

0:13:55	先ほどの基本設計方針と同じものについて、基本的には基本設計の基本設計をした設計通り隣接できない原子炉格納容器たり低下等のエリアもこれ設計の記載を追加させていただいているような形になります。
0:14:13	先ほど説明させていただいた通り本文事項との
0:14:17	代表でありますので、基本的に差異がなければ、基本的にはもう建物にも引かないとあるようになりますので、
0:14:25	基本的にはすべて過疎聞いてないようなタイトなます。
0:14:36	この設計につきましては 13 ページのほうまで記載を追加させていただいておりますし、
0:14:44	それで今の 13 ページまでがBDDBAに対する記載できて、同様の記載が液面計つくり出しても、
0:14:53	ありますので、それにつきましては 37 ページ目以降にまた同様に個別の設計にして制度設計のエリアの個別設計についてお話しさせていただいております。
0:15:05	はい。
0:15:11	具体的な中身については一つ立てて説明を割愛させていただきますのでは整合につきましては、説明としては以上になります。
0:15:22	うん。
0:15:29	それでは、資料 2ー
0:15:31	2 人も火山説明書のほうにございましたんですけども、
0:15:38	はい。
0:15:40	資料 2 のほうもください。
0:15:53	ページめくっていただきましては、ページ目。
0:15:56	概要を記載させていただいてるんですけども、今回は第 11 条ー52 条のかたいの条文に照らしまして、火災区域及び区画における火災の感知妥当性でものを徹底するためにこの資料を添付させていただいております。
0:16:14	2 ページ目は基本方針を見ていただきたいんですけども。
0:16:21	今回、感知器の対象となるものは、原子炉の高温停止低温停止に必要な機器の放射性物質の協業または閉じ込め機能延性的っていう
0:16:32	並びにあるSA設備を対象としております。
0:16:41	今回火災感知器につきましては自然現象の地震凍結防がによっても機能及び性能が設計とスズキな形にしております。
0:16:53	また、今回の感知器自体の耐震指針が不安ですけども、地震及び地震で審議及びで信号において基準地震動Ssによる被害に対しての効率性と。
0:17:07	おります。

0:17:12	この基本所管段落目 400 名なんですけども、先ほどの基本設計方針でも説明させていただいた通り、内区域区画に対してもらって思って拝見するような
0:17:25	もともと低下させていただいております、さらに個別設計の基本方針の周りに設置できないについては、
0:17:34	要は設計と異なる感知器を組み合わせていくという設計であるということの基本方針に追加させていただいております。
0:17:42	うん。
0:17:44	II について 3 ページ目。
0:17:48	管理に係る基本事項としまして、起こる行う式の選定と、火災区域区画の設定をさせていただきます。
0:17:56	電話例えば行う機能の選定等火災区域区画につきましては、やはり配管の認可いただいた対象機器と変わりませんので、それ火山形でいただいております。
0:18:10	今回はありますフロー、一つ目は防災過労で認可いただいた地盤応答横断大飯 34 号機の緊急時対策所で認可いただいたカバーを設けさせていただいております。
0:18:26	大飯第 2 号機の緊急時対策所のほうでは火線区域区画を新規で設定して片岩具体的選挙にチェックしてますので、このような形で鉄枠で記載を追加させていただいております。
0:18:39	はい。
0:18:47	それから適用規格につきましては、再稼働をオクダのところはありません。
0:18:59	7 ページ目に実際の火災の感知の別件について規定をさせていただいております、具体的には 8 ページ目を見ていただきたいと思いますんですけども、(1)の要求機能としまして、自然現象の政府指針凍結防がによっても、海域の税のっていうのはいつされる
0:19:17	もともとあの設計の要求をしております。
0:19:25	学校の税の目標につきましては、基準地震動 S_s に耐えるような主要な構造物
0:19:32	構造強度よう設計するであったり、非常用電源から給電する必要がありますので、原子炉コントロールセンターでやっぱり、緊急時対策所の補助線だから非常用電源を受電するっていうことを記載させていただいております。
0:19:52	20 ページ目をお願いしたいんですけども、ここがいっぱいある平坦地形をつけますというような記載項目になります。
0:20:02	下階加圧器は撤去につきましては、火災区域または火災区画における交差点取付面高さ温度湿度起きると、環境条件、
0:20:13	であったりこういう場合に発生すると予想される火災の分布規制の公益引っ張りで整理しております。

0:20:23	ネタ屏風受けとめさせていただいた通り、基本設計としましてはアナログ式の煙間位とアナログ式の熱感知器または炎のアナログ式でないものかについて、この三つの組み合わせで、基本的には設計する設計としております。
0:20:40	これらの三つの組み合わせで手続きのエリアにつきましては、この 12 名の下のほうで対応していただいているんですけども、先ほど説明させていただき、原子炉加工で当たりは海底から同命令に当たり、それぞれ異なる感知器を設置することになりますので、
0:20:59	その詳細については、ここの項目で聞いておっきいて
0:21:03	これらの具体的ななぜこのような感知器を徹底するかっていうことにつきましては、
0:21:09	例えばこの説明書の中にも概要は書かせていただいているんですけども、基本的には補足説明書のほうで、その記載を充実させていただいておりますので、そちらのほうをご覧くださいと思います。
0:21:22	でも、一つの区画という効果と思います。
0:21:31	13 ページ目を見ていただきまして、
0:21:34	下のほうの(2)の火災受信機盤で項目あるんですけども、この点につきましては、再稼働の期待から特に変更ありませんので説明は割愛させていただこうかと思います。
0:21:50	同様に(3)のかさい感知器の電源確保で各 4 の火災感知設備を自然現象だけ考慮
0:21:59	おきましても特段変更でもの記載にありませんので説明は割愛させていただきます。
0:22:09	。
0:22:12	でも最後のほうになるんですけども、7 ページで見ていただきますと、それから誤開感知器の型式ごとの設置状況についてっていう形で、兵庫県比例昨夜にどうい感知器を設置するかってのはまとめておりますので、
0:22:28	こちらもご覧いただければと思います。
0:22:32	18 ページ目につきましては、実際対象。
0:22:37	評価対象機器としまして、
0:22:40	もう耐震クラスに応じて体性設計基本方針で述べさせていただいております。
0:22:47	基本的にはすべて火災感知設備 JANSI クラスで設計を出していただいております、埋設機能維持があるところについては以上もたせるような設計大変幾ら普通の場合エリア的に響く出す法律地震に対する機能維持、
0:23:03	というような設計でそれぞれのエリアに応じた代表的を実施しているような形になります。

0:23:12	次の 19 ページ目につきましても、
0:23:15	ウェイのに対する対策の考え方でして、今回であれば、空冷式非常用発電装置が対象になりますので、それに対して引き出しセッティングの記載を追加させていただきます。
0:23:31	最後に 20 ページ目にあるんですけども。
0:23:35	例えばもうに関する評価結果としまして、
0:23:39	基本的にこの耐稼働のときの火災防護対策。
0:23:45	委員会の議題が今日の方を対策で開示して方の発生防止とかフォロー表(イ)火災の影響軽減の制度の方で防護対策の設計に変更がないことを確認しておりますので、
0:24:02	評価結果についてここで記載させていただきます。
0:24:10	それから最後に簡潔明瞭に追記の簡単ではありますが、説明は以上です。
0:24:15	。
0:24:20	この最新の資料の説明のほうに入らせていただきたい。ここでもしご質問が大きいですけれども、
0:24:32	シュゾウさんまである。
0:24:36	当サイトの資料の 19 の方の整合性を説明した資料ですけど。
0:24:44	4 の今、
0:24:46	ページ数で言うと、04 の定義、機能機能し、
0:24:54	日本通運の基本方針のところなんですけど。
0:25:01	ほぼ
0:25:02	一番下の
0:25:04	一方、
0:25:06	健康工事において、から始まる文章がいい。
0:25:10	する箇所が今回の基本設計方針の中にありますか。
0:25:31	ただ、電力の来られる本来変形させる基本設計方針につきましては、基本的には内科のそれから変更の方にはすべて基本はありますので、この記載についても、一応この許可K5 のほうでは、
0:25:46	これ自体はさせていただいてるような認識です。
0:25:54	ということはこのなおがいるんでしょうか要らないんでしょうか。
0:25:58	はい。
0:26:03	借り入れが置き換える今なお書きの課長高橋取りまとめましては、ほぼ
0:26:17	はい。
0:26:19	或いは申し訳ありませんけどもう一度掲示板をさせていただこうと。

0:26:28	許可との整合性をして説明する資料で、
0:26:34	もう
0:26:36	1G-1。
0:26:41	はい。
0:26:44	日報通の基本方針、
0:26:50	の一番最後の箇所で、
0:26:53	委員長。
0:26:56	はい。
0:27:05	この
0:27:11	所
0:27:16	なければいけません。
0:27:19	関西電力の
0:27:22	大変御ながら聞いてきましては今回の変更に関わる内容、
0:27:29	でなければ被災しないではいるんですけれども、今回の評価と前後の支援につきましては、左に火災防護設計のものについては、
0:27:41	それから定量な
0:27:45	実際になっておりますので、このオキタについては確認をさせていただこうと思います。はい、お願いします。
0:27:53	はい、ありがとうございます。
0:27:57	お願いします。
0:27:59	うん。
0:28:08	深さ
0:28:11	はい。
0:28:12	もし、まちが何かまたお気づきの点がおっしゃっていただいていることも今後ですので、別途引き続きそれでしっかりと耐震関係の資料の御説明いただいでよろしいでしょうか。
0:28:29	はい、関西電力離れている生徒しろというふうに整理各部という説明のほうをご覧ください。
0:28:39	一番ていただきまして目次ということで、今後実際申請に考えて資料の構成のほうから説明させていただきます。基本的には今回の再稼働工認申請における静的な耐震評価と同じ
0:28:57	いうことですね。それでは3-1、耐震設計の基本方針からですね、資料3のなら、今おいでな規模方針をここまでは退避に関してではなく、基本方針を示しておりますので、

0:29:14	8 ページのほうで概要を書いておりますが、それを全部については、再稼働工認の認可番号の読み根拠
0:29:24	いう形で基本方針を示しております。
0:29:28	今回の別添 1 ということでは耐え監視設備は耐震性に関する説明書のほうで決済等対応しております。
0:29:40	で、後でねまず。
0:29:45	別添の前方一致をご参加をハマダと同様の別添率は 1-3。
0:29:52	の施設のうち下階感知組む行動計画の方ご覧いただきたいんです。
0:30:01	この立地の五つのパターンで、第 2 の 1 票ということで与え感知設備の定期。
0:30:10	例えば、感知器残った計画をしておりますのでここで記載しておりますのは悪く名今回申請するにあたって、生活上必要とする。これ感知器組織は帰る人具合に対して、耐震評価を行うと。
0:30:27	いう
0:30:29	この大きめしております。
0:30:32	今回追加設置する訴え感知器から説明させていただきますと、氷山からですね。ええと熱感知器の空け及び感知器のアナログ熱感知器のRB
0:30:47	あと、熱感知器の防爆型の炎感知器壁についてるわけでございますが、原告基本的にはこの 4 種類の生活に火災感知、
0:31:00	答えになりまして、本耐震評価においても、保安させるものについて評価をしております
0:31:09	はい。
0:31:10	めくっていただきまして、続きまして各大臣は、
0:31:16	ございますが、最初に、今回計画自身は三つ、3 種類ございます。説明が課題で品番 1 と①ということで、こちらにつきましては、感知器を増設することです
0:31:31	施設の火災受信盤の終盤には収まらないということではござい学生にかたい 10 人分を追加させていく。
0:31:40	いったものを示しております。こちらが数え新聞悪い場合には、
0:31:47	続きまして、別途なんかいつなど、
0:31:50	同じようなかたい地盤ファイルに記載してございます。
0:31:55	こちらについては、建家について設置されました抱え感知器のアナログ情報用でも監視できるようにですね。それあの火災受信機になります。
0:32:10	こちらが課題です。一番悪いやります。
0:32:14	あと、別添の 1-1-5 ということで、

0:32:19	こちら赤字で地震規模はれたということで記載してございますが、今回設工認申請に当たりまして一部商売設備の感知器を利用することで、前回、前々回にほぼ説明資料で説明させていただいたように利益が
0:32:36	設備をの感知器のアナログ上要否ベースでも監視できるために、
0:32:43	生活するのがこの方受信機盤③と、
0:32:47	いう形になります。
0:32:51	今回ビルというする設備低下設備については以上のものとなるには、
0:33:01	続きましてこれ感知設備による火災感知器におけるですね再稼働申請をいっぱい公民シングルだろう変更点を主として説明させていただきます。
0:33:20	こちら側で説明を
0:33:24	火災感知器の耐震計算書、
0:33:27	後で視点 1-2-1。
0:33:32	参ります。
0:33:36	それから右上ですね、ページとしては端面と1 廃合議iPhone
0:33:43	1 次のページから開会が耐震構造探査という形で書けばいいのか、評価をしても、
0:33:56	はい。
0:33:59	今回ですね火災感知器は、
0:34:03	今回欠点 1-2-1-3 で先ほど火災感知器の行動計画を
0:34:12	説明しましたお話がついております。
0:34:16	ここで先ほど申した通り追加すると、煙感知器熱感知器切断式の防爆炎感知器玉行動は計算っていう形で記載しておりまして、
0:34:29	端的に再稼働工認からの方向で進めさせていただきます。
0:34:36	幹事行ピットの天井付近に追加設置するということになりますので、
0:34:42	耐震評価に使用する設計用地震力は、
0:34:48	3-の 1-2-1-10 ページですね。
0:34:59	こうオペレーティング津波-1-10 の議題にも 4-2 本設計用地震力、
0:35:06	こちらのほうに単一機器の復旧後及び考え方、またその評価に使用する設計用床応答曲線を例えば見た方を記載してございます。
0:35:19	ここで当面ポンチ絵煙感知器熱感知器防爆につきましては、こちらの要する設計用床応答曲線は再稼働工認と全く同じで最後可能感知器を今後、
0:35:35	歳出おりますが、
0:35:38	こちらにつきましてはですね、使用済み燃料ピットエリアの鉄筋地震力
0:35:45	を使用して評価を行うと。
0:35:49	の評価が違うということが孔口標高に根本でございまして。

0:35:55	ちょっと一遍ここで大変申し訳ないんですけども、格納容器内にTRP上げろ安心するかの感知器を設置するという事は、本日、
0:36:07	説明させていただいたんですけども。
0:36:10	えっと同様にけるも同じ時期の設計用地震力はですね、ここの上段に書いてます。
0:36:16	売り感知器アナログの感知器をアナログとで使用する。
0:36:23	容量ございます。その上で、こちらの方、精神上ね、集計させていただきたいと。
0:36:29	Faに考えております。
0:36:32	一般的にフォロー感知器金設計用地震力は先方と思いますが、これ記載は施工設けるわけであったり、
0:36:42	こういう振動後号炉強度の評価方法っていうのは、再稼働の方に出てないんです。
0:36:51	形では感知器につきましてはですね。
0:36:55	より貫通き裂感知器アナログの熱感知器防爆辺りかどうかは現時点で実は全く同じで炎感知器は、これもう一度ちょっと平米修正させていただきますが、一般的には
0:37:11	考え方はないかどうか、先生と同じ評価方法を行っていくというところが、
0:37:17	変更点でございます。
0:37:21	以上が火災感知器の体制強化の概要です。
0:37:28	続きましてですね、下階受信盤の。
0:37:33	評価計算するという事で、
0:37:36	こちらが別添1の林業にということで、
0:37:42	先ほどの資料から36ページまで浦和の、めくっていただきまして、
0:37:49	3別添1-2-2ということで、火災受信機盤の配置転換を込め売れてるか。
0:38:01	保安的には今回設定実務において、
0:38:05	3の別添1-2の2番から今度といいますのは、こちらは先ほどと同じように、原岩で申しました平均バナナ再掲です。
0:38:17	赤い地震基盤におけるですね③対応工認申請時からの変更申請の変更点といたったものはですね。
0:38:26	加西前進基盤の固有振動Ⅱ、
0:38:29	あと、構造非強度評価に用いるそれ施設となります。
0:38:36	がですね、使用する設計をぜひ力とか、構造強度評価方法っていうのは、工認申請時におけるは最終的に行けば各国わかる資料ちょっと自立型の担保と同じようなものは全く同じ評価となっております。

0:38:58	具体的にはですね、3の別添1-2-11、
0:39:06	こちらで
0:39:08	4.3億を第4の1点を与え元気版の固有振動数
0:39:13	こちらについてはこういう振動数が新しく設置する案ですので、動向にたらことなんていうのは、
0:39:23	一番よくいただきまして、3の別添1-2-2-12行。
0:39:29	第4-1ではなく、設計を地震力でございますが、こちらは高い稼働工認同じ本案中央本部に設置するということで、原子力事業の
0:39:47	いろいろ他県の方がですね。
0:39:52	ノ式のほうは、基本的に同じでございます。
0:39:57	3の別添に繋がるようになっていう
0:40:03	こちら上げ等、
0:40:06	エンドウ流量である第1項の6票辺りで地震基盤①が基礎ボルトの応力評価モデルなさいと。
0:40:15	ありがとうございます。人ボルトの予備成型体ですね、各盤の原本関係であって、
0:40:22	まず体制的には給料をインプット新幹線計算を行うんですけども、緒元について以降ですねシーボンで、例えばが変更点であります。
0:40:34	ただ、
0:40:36	一般家庭ですね、基本的には
0:40:40	赤字がない変更点としましては、
0:40:45	ここはこういう人道協力強化はPMというか、当然合併とオクダんでは、
0:40:54	この設計で品だけであったり、構造強度の評価方法での動向日本内示と。
0:41:01	伊方再稼働工認で特にどこにでも型地震基盤を何年かの機会を見ていただきますが、赤いで新基盤の確保と
0:41:11	いう形で、そちらで使用した評価が終わったと思うんだという形になっています。
0:41:20	あと今日行きましてですね、別表1-3ということで、赤い防護設備が増えて情報及び鉛直方向地震力の組み合わせに関する影響評価結果を以降から載せております。
0:41:37	こちらにつきましても、基本的には動向により、
0:41:42	いう形が変わりまして、設計を地震力がリワーク炎感知器は新しくのにはほぼ同じようなことを行っているんですけども。
0:41:53	基本的にはこちらは渦動香美同じということで、
0:41:57	協議ます。

0:42:01	基本的に以上のもちますね。例えば感知器が高いピークが評価されていますが、耐震性の評価に関する説明書につきましてはですね、コンクリートの躯体に消防力日本で固定する方法を
0:42:19	前評価御尤も条例評価法実施しております。
0:42:25	それから現場施工にあたってですね、地公体の勤続期間余別ねご訂正より強固な方向で現場もありまして、
0:42:34	ちょっとこれ方法推進部パターンとしてはやっぱまた寿については、
0:42:41	添付して考えておりますので、また資料がちょっと申し上げね、こちら側の
0:42:47	溶接固定のパターン等の説明は別途お示しさせていただきたいと思います。
0:42:55	以上で耐震評価のほうは以上でございます。
0:43:00	ウシジマでございますが、ちょっと耐震関係の資料、今後修正するところがあるというところで申し訳ございませんが、含めて今、御説明させていただきました御質問をお願いいたします。
0:43:16	議長様です。先ほど新規政治と同じような評価を行う箇所、新たに設定を行う箇所を御説明あたかもですけどそちらもわかりやすく補足説明資料のほうにまとめていただきたいと思いますんですけども、よろしいですか。
0:43:33	はい、了解関西電力離れてる海岬今た表です。
0:43:40	質問、
0:43:42	ありがとうございます。
0:43:45	はい。
0:43:48	サツカワさんはこれよろしいでしょうか。
0:43:53	置いといた局です。
0:43:56	申しわけございません。先ほどの資料では、後程あればお願いいたしますが、スズキなんですけれども、火災対策室かも参加されてないかもですけども、府民関係申請したところだけですね、ご紹介をさせていただきたいと思いますので、
0:44:15	報告説明資料になります。資料4の別紙3、
0:44:22	資料4の海盆機器の設置個数も補足の説明資料ハマダのほうから説明させていただきます。
0:44:30	はい。
0:44:32	ですね。
0:44:35	あと電力の剥がれてる。
0:44:37	まず資料③のほうからちょっとまででございます。説明させていただきますと、
0:44:44	③のですね、参考資料2ということで、
0:44:49	／3 近くの定義ということで、

0:44:53	御説明させていただきたいとは、一番最後のページになりますが、こちら、前回のワーキングにおきましてですね、音痴
0:45:07	私の御説明を立ち上げ、
0:45:10	この講義について説明してください。
0:45:13	あと監視計器の移転コメントございまして、監視区域は火災区画を今度逆にこの名称に
0:45:21	くだされ有効粘土調にあります。これにつきまして、今後、参考資料 2 番地域の設定ということで準備させていただいております。
0:45:34	はっきり冒頭書き出さ相互の額が火災防護審査基準の改定を踏まえた感知器に入って来ない限り、既工事計画において設定した破砕部a、こちらのヤマグチですね、防護ネット等の
0:45:51	青で決めておりますので、課題区域
0:45:56	その中をですね、それに当たる方へ行くか不安なことで、青の中に併記赤い囲みに分ける抱えている。
0:46:07	そうですね。所でかいには今回、感知器の設計をするにあたっては、これは天井また勘違いも文科省い本来感知用として設定させていただきます。
0:46:20	前回のカーブを与える 30 ページと説明したんですけども、感知器ということでちょっとこれやって整理をさせて、今回の説明聞いていただきます。
0:46:32	なお書きかえておりますが、あるやはり意欲を踏まえて、次は照合で公共事業も今期杭基礎マップポンプ車、ポンプはもう事故から 2 回 5 日細分化したものがですね。
0:46:47	障防法練習所の感知器ということすべきとなるという形で方でも協働の絵で示しますと、それぞれまず煽りで街道厚さが火災防護審査基準で言うところのかたい区画。
0:47:03	また駅北項ですね、さらに細分化した大気与え区域でございますが、こちらは赤い開閉器で囲まれて差額分離されている建屋の区域をいまして、それをさらに細分化したものが、
0:47:18	赤い字で書いて最後働きかけです。
0:47:22	例えばこの細分化して体系や離隔距離であったりとか停止系消火設備とあまり部については第 5 号中角度ははかり知れてる方が、
0:47:32	今回、感知器の配置設計を行うに当たりまして、私どもが新たに
0:47:38	設定したのがこの右側へ 3 近く
0:47:43	いうものになります。
0:47:44	定款地殻の中にはですね、消防法施行規則というところのあるごとに今設定して感じています。

0:47:53	いろいろなものもございますが、私ども今回やりましたこの四角いをもって決定。
0:48:00	形で、今回の資料のほうは全部出せるいただきました。
0:48:05	今日換地核の説明は以上でございます。
0:48:10	資料のRRと委員形に入らせて有効であって、我々がもうこちら辺は、参考1万円は交通事故等の整備でございます。そちらの税務時あのタンクでためてしたもの。
0:48:30	他の変更点はここにはございません。さらにもう1枚めくっていただきまして、
0:48:36	要は令和の2ページ目でございます。
0:48:39	先日
0:48:42	建屋の
0:48:45	いうふうに、建屋単位でお示しますという形で
0:48:52	可決名立上げましたが、こちら
0:48:56	起振すらBCD建屋EB建屋のエレベーションスピードという立場で8メートル。
0:49:06	そういう形でエレベーション補佐からですね、15.8メートルの関係の配置設計を示しておりますさかい力の挙動でハマダしません降灰量を割り増しでエレベーションとしては出していただけますでしょうか。
0:49:23	前は
0:49:26	機器単位で、
0:49:28	たくさんの方でいただきましたが、今後こういったところにフローのほうは今後、
0:49:35	建家フロアレベルごとに決定させていただいては審査いただきたいというふうに考えております。
0:49:48	はい、一応、以上で関西電力ウシジマでございますが、ただいまご説明したところですね、先ほども河原木リングで色分けしました補足説明資料の1区画の定義のところがですね前回鈴木から
0:50:04	片や審査基準ベースで火災区域三方湖の定義がわからなかったけど、今回関係が示している換気区域とか、何か新しいことがあるので、そこら辺が気中には雰囲気があるのかなと。
0:50:20	いう
0:50:22	ちょうどいしましたので、ここちょっと整理し直しまして、新しいことが間違っていたかということ定義させていただきたいというのが本件異議の資料3の資料でございます。資料4は、従前この間まで火災対策室様にも御確認いただいたが、
0:50:40	この中の内側のいわゆる濃い1個単位で図面で確認いただいていたという中身でございます。それを入れて、

0:50:49	同じ一つエレベーションのフロア単位で見ていただこうとすると、こういったレベルも図面になりますといったことを示したものでございます。この辺りに右肩確認を被告として保護対策室様にも当然このUDトークとしますので、
0:51:09	また追って御客にいただければ幸いかと思います。
0:51:19	はい、すみません、覚悟今見ていただいた限りでご質問等もしあれば、よろしく願いたいします。
0:51:32	はい。
0:51:36	規制庁サツカワ別了解いたしました資料4についてはちょっと考え対策室の方にも確認を出しております。
0:51:45	コメントがあれば、
0:51:47	連絡させていただきます。
0:51:53	はい。関西ウシジマ了解でございます。図面に関するご質問を今コメントとはまたちょうだいできましたら、こちらでもまたそれに立ちたい案を検討いたしたいと思っておりますので、またコメントあれば連絡方よろしく願いたいします。はい。
0:52:10	それでは、すみません、続きまして、医療残っているものでちょっと御説明さしあげたいものがございます。審査会合資料と本文も韓国のところで、一部条文についてですね、充実した箇所がございます。
0:52:28	別途資料3の先ほどご覧いただければ御説明資料でございます。
0:52:34	それと補足説明資料のほうのですね、ページで申しますと、3ページになります。
0:52:45	3ページのところで、第14条の安全設備の記載でございます。この14両或いは準備につきましてですねスズキ16からも、個別のコメントをちょうだいして、このコピーでもええと考え方を定めて整理したものでございます。
0:53:02	14条の記載のところでございますが、僕ごとの安全設備の定期これが2条の第2項第9号でいいから放り込ん掲げるときがございます。河成防護設備のうち今回の火災感知設備がですね、このEから項目には直接該当するものであると。
0:53:22	すみません、まずこれが一つです。しかしながらということで、こちらがでて先日鈴木様も生まれる中でもちょっと確認が要るかなとおっしゃったところと、こちらに書いておりますが、しかし以降の第14条第2項のところで、その解釈の幅と申しますか、
0:53:42	記載がございまして、安全設備のほかに、要は14条のもとに個々見てやる定義のほかに重要度分類指針ですね、昔のKIの指針に規定される安全機能の維持量。

0:53:57	構築物系統機器についても本条文の適用を受けると記載されているということで、ここの部分での第2項の読み取り可能によって対象の解釈がちょっと広がるというふうに私どもも思っております。
0:54:12	その下に書いておるところはですね、弊社といいますか事業者の解釈が含まれますが、重要度分配する資金であるということで、まず指針の方もおりますが、指針の方も表に整理されてるものとしては、
0:54:29	消火設備がMSさんの安全機能という形で明記されてございます。当たり感知設備については明記はされておりませんが、同等の安全性に資するものと私たちは判断できると思っております、そういった考え方から、
0:54:45	今回報告設備についても平均発揮することができる設計であることを確認する必要があるのかとかそういうふうに考えて上限とするというか、解釈でまとめてございます。のポイントはですね、時重要度分類の指針の方は消火設備、
0:55:03	しか書いてございません。これは事実でございます。ただMSノということで考えている中に感知設備も同じとみなせることもできるということで、ちょっとその辺りに岩着論が入ってしまいます。
0:55:18	せつかく目としては以上でございます。で、この第14条も解釈に関わる場所ですね、資料2の審査会合資料の冒頭のほうに本解釈のヘッジが辛いに出て参ります。
0:55:35	別ので、ちょっとこの今吹付公聴会しまして、記載の事項や審査会合の資料2のほうにも出て参りますのでこちらの今同様の記載をしてございます。
0:55:45	これにつきましても、また皆様のご意見コメント等あればですね、修正したもので審査会合に臨みたいとは考えておりますので、確認でございます。よろしく願いいたします。
0:58:00	規制庁サツカワです。
0:58:02	ちょっとこの点については、内部でまだ確認中の部分であって、
0:58:08	まだこの場で明確にお答えすることができない状況なので、
0:58:13	指針の中で消火系というのがこのエムスリーに位置付けられてるのは理解してるんですけども確認しているんですけど、評価の中に感知器が含まれる囲まマターにスズキが前回疑問に思っ。
0:58:29	各洞爺確認したところではあるんですけどちょっとまだこっちの内部でまだ議論できてないので、これについてはこちらでも確認をして、また範囲にお返ししたいと思います。
0:58:40	はい。
0:58:41	はい。関西お尻までございますが、内部でもここのご確認ただけでことで、この括弧のほうも設置しました。またご連絡いただくことがといいます認識願います。

0:58:59	今回、本日誤飲しました資料につきましては御説明は以上なんです、先ほど冒頭にですね、スケジュール関係で、図面の提示のタイミングも、御説明もちょっとご相談させていただいたので、
0:59:16	ちょっとその辺りですね、今回図面関係は最短顧客様にも御確認いただきたいということも含んでおりますので、ちょっとその辺りご相談では、お願い事でございます。ハマダから申し上げたハマダ電力ハマダでござってほど資料。
0:59:33	④の2枚目でアンチ機器の配置図を出させていただきましたが、
0:59:38	こちらまず資料①の
0:59:43	スケジュールのほうですね、こちら、最下段のほうに、
0:59:47	安全審査会官っていうの交通量及び配置図、枚数を各ページ、海脚がございます。こちらのFについては、この今回建屋、
0:59:58	のエレベーションごとの平均で出したもののMARKISを記載しております。
1:00:04	最初の8月3週目にも話題には体制の審査という形になりますが、
1:00:12	その審査を8月いっぱいまで修理するにあたってはですね当然図面作成が必要でございまして、今回あの資料④の2番掲示したこの
1:00:23	配置図で問題ないかっていうのですねできましたら7月中にかかえ対策室様のほうに確認いただきまして、それで前低下してもいいよというちょっとご確認をお願いできませんかということなんです。
1:00:38	規制庁策ヶ月了解しましたってちなみにここの表っていう表に示していただいているもので、
1:00:46	全部の図面ができる。
1:00:50	全部の図面がここに記載されているっていうことで非よろしいですか。
1:00:55	各電力ハマダでそのようでございます通りです。はい、了解いたしました。とりあえずサンプル今日1万いただいたという認識ですので、これで家対策室の方の確認を取ってですね、これで進めていくかどうかちょっと確認していきます。
1:01:12	事務的に連絡させていただきますのでの回答の結果については、
1:01:17	はい。よろしく願いいたします。
1:01:23	1点だけ、4号、
1:01:28	はい。
1:01:32	その登録も34号共用
1:01:36	はい。
1:01:39	3号で、
1:01:42	いや、

1:02:23	規制庁サツカワです。
1:02:26	ただ今日説明いただいたところの中で火災防護の説明しようなんですけど。
1:02:31	はい。
1:02:34	基本的には新規制のところから引っ張ってきてますんで3については、
1:02:42	勤怠工認なつの部分も引っ張ってきてますっていう話だったんですけど。
1:02:48	大飯の緊対商工認定4号側でも出てるんですけど。
1:02:54	何か3号だけだったような気がしていて、3号のほうで意見だ呼び込んで回ってるのはわかったんですけど、4号のほうですね、同じ整理になってるんですけど、たっけってのをちょっと教えていただきたいんですけど。
1:03:07	体力のオキタで、そこにつきましてはおっしゃる通りでして、4号側の資料では緊待所の番号の呼び込みをしております。
1:03:19	大きなだけ呼び込むような記載させていただいております。
1:03:29	それでいいんです。
1:03:34	ちょっと、
1:03:42	各
1:04:01	組合
1:04:04	まず、耐震んのか、参照。
1:04:09	はい。
1:04:20	はい、そこへ
1:04:26	どうぞ。
1:04:28	はい、緊対所以降ます。
1:04:33	エンチョー様です。
1:04:36	3号側で、緊対のほうも1読み込んでいるの
1:04:44	緊対の後任には、新規制の工認を読み込んでるんですか。
1:04:51	本質的ポイントなんでしょう。
1:04:54	関西電力の布田です。
1:04:58	本体の工認でも高い稼働の購入や呼び込み2入ってるんですけども、実際に緊対の工認で新たに火災区域区画の設定をしていることから新たに火災感知器っていうのを設置しておりますので、
1:05:13	その新たに緊待所冷戦時代のものについては、今回その感知器ばコンクリートのほうで呼び込みにいくような形にしております。
1:05:25	動きとして動きとして繋がっていくという。
1:05:33	そんな汚染水カラー
1:05:36	では、
1:05:38	引退を呼び込む。

1:05:43	緊対て3号登録の設備
1:05:48	結局、
1:05:51	また連絡の計画ができている3号機と6になります。
1:06:06	その状況を
1:06:15	どうぞ。
1:06:16	は、
1:06:17	今回はウシジマですね、今のLNTも3号機の再稼働の工認があって、緊対はその3号機のほうに費目形で、それよりかはして3号機の緊対としているそこに繋がってると思うんですが、今回はコミットの3号機の方はどうも公務員プラス
1:06:37	そこに繋がっていた近辺の方法及びその4号のほうは緊対所という形で1枚ずつ家ましてその中で変わってるところはございませんので、減衰耐火再稼働工認混合機リカバーして、4号機の確保、工認でフィルタということだと思います。
1:07:01	わかりました。追加で(2)ですけど、区域区画等感知器新たに追加したこの見解の部分があるから3号側、緊対も呼び込んでるんですけどっていう話はわかったんですけど、何かそれ以外のところで、
1:07:21	呼び込んでるところでありました。
1:07:26	大飯緊対を呼び込んでいるところ。
1:07:28	関西電力のキャリアで今おっしゃられたようであれば一番最後のページに、
1:07:35	評価結果としまして、緊対所もの。
1:07:40	号線と消火と影響軽減前とピンクは関係ないんですけども発生防止と消火の設計に影響はないですっていう記載はしておりません。そこだけ呼び込みの形になっております。逆に申し上げて今教えた店舗えっと次ページのところですか。
1:07:59	に書いてあって、感知のところだけは管理区域とかそういったものがあるので変更があるんだけど、それ以外のところの変更がないということをご二つという内容です。
1:08:21	規制庁サツカワです。了解いたしました。
1:08:25	それは体力のされる。
1:08:28	意見と定義させていただきたいんですけども、大飯3号機のタービン対象の方ほうに簡潔めいさんのほうでの改革の
1:08:36	購入及び婚礼ってちょっと発言してしまったんですけども、今の中に確認させていただきますと、基本的には緊待所のほうですべてがかたいも設備の設

	計をしておりますので呼び込みという形にはしていない。資料構成になっております。
1:08:54	すみません、訂正させていただきます。
1:09:05	じゃ、
1:09:07	だめでしょう。
1:09:09	ということになる。
1:09:26	はい。
1:09:31	新規制引いてないって、
1:09:34	やっぱり地震規定は、
1:10:30	規制庁サツカワです。
1:10:34	今日いただいた説明で今のところでの質問はこれ以上はないんですけども、他電力から何かありますでしょうか。
1:10:44	今回のウシジマでございます。精神の説明というのではございませんけれども、ちょっと今後の段取りに関わるところでしたつけ、お願いいたします。資料2の出荷会合資料でございます。
1:10:57	審査会合5月39日に予定されてるということで多分この後も事務連絡で、何か教えアト段取りが終わりかもしれませんが、資料2の審査会合資料も、先ほど2ページ目を第4条の記載についてですね、井上さん内部でまた御意見があるか。
1:11:17	ということは認識してございますが、あと中身をもうこれでほぼほぼ変わらないというふうには事業者の中で思っております。ただちょっとこの漫画とかですね、ずーっと化のところで計算上つき
1:11:33	手法をズキことがあるかもしれませんので、そこはご容赦いただきたいと思っております。／申し上げていること、中身は一切もうから固まっております、それで工事問題ございません。
1:11:48	はい、はい。規制庁立風の会合の資料については前回のヒアリングの際にも特段内ですって話で、総合
1:11:58	合意のもとかなあこの14条のところいろいろ御異論とかなと思っているところですので会合資料の最終版の提出とかにあたっては普段通り事務的にやりとりをさせていただく中で何か変わったところがあれば教えてねっていう話が一つ質問させていただいているので、そういうところの中で、
1:12:16	何か変更点があれば教えていただければそれでは言えそうですね。
1:12:20	はい。
1:12:21	関西お尻まで承知いたしました。
1:12:27	はい、じゃあ特になければ、

1:12:30	これで以上にしたいと思いますがよろしいですかね。
1:12:33	はい、関西電力のオキタで
1:12:36	最後にコメントいただいたコメント的確にわかっていただきたいんですけど、よろしいでしょうか。
1:12:41	構台して下さったい、
1:12:48	今一応最大拡大させていただいて、はい。
1:12:54	じゃあ近づきます。
1:13:06	はい、お願いします。
1:13:10	見えますでしょうか。はい。
1:13:14	本日いただいたコメントあったと思っております、一つ目としましては、許可との整合性に関する説明書において、名及び変更の工事にかかれぬ夜間の際の申請書等の事故でない場合は会計上するものではないため、参集に期待しないというのがあるんですけども。
1:13:32	この日体系の中で実際の記載内容と行為内容を確認することというのが意見と件目がたかい管設備の耐震評価においてさかい稼働時と同じパウチ評価方法で評価する場所と配管と異なる評価方法で評価する方について、
1:13:49	説明資料 2 ページ目にするようになってくると思っております。
1:13:54	内容問題ないでしょうか。
1:13:57	ただちょっと、
1:13:59	ありがとうございます。
1:14:02	はい。
1:14:03	ありがとうございましたじゃあ本日のヒアリングは以上にしたいと思います。ありがとうございました。ありがとうございました。
1:14:13	1 点だけ、7 月 31 日審査会合等を大きくしておりますが、
1:14:19	はい、今後 30 日は 6 時 45 分からでしたでしょうか。伊達信金ですね、確定とか、そういう話はちょっとまだ確保はいやっていないので、事務的にその通り連絡させていただいてますので、
1:14:39	はい、よろしく願いいたします。よろしく願いいたします。ありがとうございました。ありがとうございました質問、